

國學院大學學術情報リポジトリ

The Management of Kiyosumi-sho, a Domain of
Todaiji Temple, in the Muromachi Period :
Focusing on the "Kiyosumi-sho Kinnen Nikki"

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Hatakeyama, Satoshi メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000685

室町時代における東大寺領清澄荘の経営について

—「清澄荘近年日記」を中心に—

畠山 聡

はじめに

中世の権門寺院である東大寺の財政基盤である寺領の研究は、戦前以来進められてきて重厚な蓄積がある。なかでも黒田荘や玉瀧荘など伊賀国内の所領群や美濃国大井荘、播磨国大郡荘などは、今なお活発に研究が行われている⁽²⁾。小稿では、そのような寺領の一つ大和国清澄荘について検討していく。

清澄荘がある大和国の寺領については、戦後阿部猛氏や泉谷康夫氏、稲垣泰彦氏らにより研究が進められてきた⁽³⁾。ところが、

一九七〇年代後半以降、稲葉伸道氏や永村眞氏、久野修義氏らにより、別当や政所、惣寺、諸院家、油倉など寺院を構成する諸組織や大勸進の動向を明らかにする寺院史研究が盛んとなり⁽⁴⁾、惣寺が経営権を握った寺領研究が盛んとなり⁽⁵⁾、それに対して大和国の寺領研究はほとんど行われなくなった。

ところが近年になって三綱所の執行を代々世襲した薬師院で伝来した薬師院文書に注目が集まるようになった。三輪眞嗣氏は、正安元年（二一九九）十一月の東大寺年中行事を分析して、別当が主管する寺家の年中行事における執行の役割を明らかにしたうえで、財源として九州の観世音寺領荘園が大きな比重を

占めたことを明らかにした⁶⁾。また、遠藤基郎氏は、科研「日本中近世寺社〈記録〉論の構築」において東大寺図書館所蔵の中世・近世の記録の活字化を進め、その成果の一部として薬師院文書の一部を報告書として紹介するとともに、永享年間の執行慶実が作成した「東大寺執行所日記」と「執行行事(記)」を分析し、室町期以降にこのような記録が作成される背景に、鎮西米の途絶による寺内財政上の影響力の低下が関連していたことを明らかにしている⁹⁾。

鎌倉時代後期以降、別当やその下で寺務を執行した政所が寺内での影響力を低下させていたことは確かであるが、室町時代後期になっても大和国や伊賀国、山城国の寺領が、別当主管の法会を支えていたことも確かである。したがってこれらの寺領の実態についても明らかにすべきなのは言うまでもない。

その薬師院文書の中に、清澄荘の経営に関する記事をまとめた永享四年(一四三二)の日記「清澄荘近年日記」(以下、清澄荘日記と省略)がある。当日記は、表紙及び裏表紙と本紙八丁からなる竖帳で、表紙に「清澄荘近年日記」と「永享四年十二月 日」のウワ書がある。表紙に花押が据えられているが、遠藤氏によると記主は不明で、定使を務める小綱や公人あたりではないかとしている。そこで小稿では、この日記を分析する

ことにより、室町時代における清澄荘の寺領経営について明らかにしていく¹⁰⁾。

清澄荘は、初期荘園の系譜を引く荘園で、中世初期まで南北に分かれ、北は現在の和歌山・山形・塩町・魚町に、南は同じ市内の本庄町・杉町に比定できるという。泉谷氏は、清澄荘が大治五年(一一八〇)三月十三日付東大寺諸荘文書并絵図に「一通 長徳四年十二月七日寺牒、注坪付」と記されていることから、四至によらない町段数による荘園であると述べているが、恐らく大和国内の多くの荘園のように、条里制に規定された田畠の集合体であったのであろう¹¹⁾。

第一章 清澄荘日記と清澄荘の年貢・公事

本章では、清澄荘日記に記載された記事について検討していく。

日記に記された記事についてまとめたのが表1である。①～⑤が表紙見返しにある簡条書きで、①～⑤が一年間の年中行事や年貢・公事の上納に関する記述のある本文である。小稿では、紙幅の関係により最初に本文を(一)荘園経営に関すること、(二)主要な年貢・公事に関すること、(三)東大寺の法会・

表1 清澄荘近年日記中の記事の一覧

	月日	名称	内容
①	—	掃除	手掻会・法華会・寺務京都下向の掃除
②	—	昼物の上納	奈良巡へ昼物の上納
③	—	京上の人夫役	寺務や預所の京上の人夫役
④	—	馬飼の提供	寺務下向の際の馬飼の提供
⑤	—	本田楽の用途の上納	手掻会の本田楽用途の上納
①	正月2日	祝着の儀	名主3人へ餅飯膳・酒等の下行
②	正月5日	吉書	吉書・厚紙1帖等の下行、餅飯膳・鏡9膳の上納
③	正月6日	定使接待	定使2人、ほて11の上納、定使2人へ餅飯膳・酒の下行
④		杉殿方からの上納	杉殿、鏡餅1面・小筵1枚の上納、杉殿へ餅飯5枚・酒の下行
⑤	2月10日頃	おこない	餅飯30膳の上納
⑥	3月2日	草餅飯の上納	草餅飯仙合の上納
⑦	4月10日頃	蒜代の上納	蒜6把分代銭の上納
⑧	5月4日	粽の上納	名主3人、粽11連(110個)・44連分代銭の上納
⑨	5月—	麦の上納	名主3人、麦・下司役小麦の上納
⑩	6月—	瓜の上納	職人分・名主分・寺分瓜250個分代銭の上納。※
⑪	7月14日	盂蘭盆物の上納	盆供物瓜・茄子9籠分の上納。※
⑫	9月初旬	早田の検見	名主3人耕作分早田の検見
⑬	9月—	焼米の上納	職人・名主、合4斗3升の上納
⑭	9月5日	手掻会の宵宮の上納	餅飯30・酒手3升上納。定使へ膳1膳、頭人、米8升の上納
⑮	9月8日	仙合の上納	名主3人、仙合11合の上納
⑯	10月20日	シュカイエノヨウ	手掻会用糠・藁の上納
⑰	10月—	内検	名主3人耕作分田内検
⑱	10月—	寺務任料	西室公頭任料
⑲	—	作半一丁	作半から減額要請
⑳	—	杉殿方からの上納	職人と作半から年貢の上納
㉑	—	図師任料	図師任料は6斗
㉒	—	名主からの上納	名主3人、稲7把・藁21把の上納
㉓	12月29日	大湯屋の薄縁の上納	作半方、大湯屋薄縁1枚、小筵1枚給方へ上納
㉔		イホの代の上納	図師歳末、いほ代の上納
㉕		ホテの代の上納	名主方50ホテ・仙合11合の上納

※印は、正安元年11月東大寺年中行事に記載されているもの。

祭礼に関することに分類して、その一部を検討したうえで、(四)表紙見返し記載の公事と日記未記載の公事について検討していく。

(一) 莊園経営に関すること

莊園経営に関する記事は以下のとおりである。

① 祝着の儀

当莊の名主としては、杉殿、頭四郎、迫の三郎の三人がいる。この日、彼らは「ヲウホ」を持参して記主のもとへ訪れる。これに対して記主は、彼らへ「ホウリウ」や「メキリ」を肴として酒を与え、また餅飯を一膳ずつ提供している。定使による酒肴や餅飯による接待も同日にあるが、こちらは一年置きに行われている。

② 吉書

吉書には、年始や政始、代始めなどの物事の改まった時、奏覧に供する儀礼的な文書、もしくはその儀式のことであるが、この場合は年始の儀式である。吉書を百姓へ下すことで、彼らに東大寺との関係を再確認させているのである。

正月五日、定使は吉書と厚紙一帖を持参して在地へ下ってくる。その際、九人の莊官が鏡餅や小餅飯などの膳を上納するこ

とになっている。この場合の九人とは、下司・公文・図師・職事が各一人、専当が二人、そして三人の名主である。ただし、職事の分は、翌六日に東大寺まで上ってきて、定使の屋敷へ伺う予定なので、実際の上納は八膳分である。

② 早田の検見

九月初旬に早田の検見が行われる。検見が行われる早田は合計二段で、年貢は七斗二升であった。内訳は杉殿分が三百歩で三斗の年貢、頭四郎分が二百四十歩で二斗四升の年貢、迫の三郎分が百八十歩で一斗八升の年貢である。これらには「メントク」と記されている。「メントク」は「免得」と書くのであろう。「トシニヨリテ、メントクカワルヘシ」とか、また後述の⑭内検の項にも「コノ分ハ、トシニヨリテ、メントクカワルヘシ」とあることから、免田・得田の場所が特定しないよう設定されていたことがわかる。

伊藤氏によると、添下郡では奈良時代に早稲が広範に栽培されていたが、鎌倉時代になって晩稲が広範に栽培されるようになる。しかし清澄荘では建治元年(一二七五)の検田帳より得田率の割合は早田(早稲)が約四二%で、晩田(晩稲)が約三七%と早田が優位であったという。わずかながらも早田を耕作する理由はそこにあつたのであろう。

⑰内検

十月に内検が行われており、その内訳をまとめたのが表2である。内検は、領主の代替わりなどの時に行われる正検とは異なり、毎年見作や損、得などを調査して、所当を確定するものであるから、この記事はこの年の現状を示しているといえよう。

内検で明らかとなった田数は合計すると四町四段三百四十五歩で、年貢高は八石五斗六升五合である。田数については、⑫で紹介した早田の二段を含めると四町六段余となる。建治元年の検田帳に記載された得田・損田合計の五町一反七十五歩(16)に近い田数を示している。しかし、内検の記事の前に「内ケンノ内、スキノ名二町ノコト、押妨過テ、近年ハ内見帳ニモ不入之」と、杉殿の経営する二町の内検ができていないことから、建治元年以降清澄荘内の開発は進んでいたことが窺える。

表2の一番目から六番目までが賦課の対象となる公田で、そこには「メントク」の記載がある。この「メントク」については⑫早田の検見で紹介したところである。

七番目以降は、沙汰人給や定使給、さらに寺務任料など所謂免田であった。注目すべきは、七番目の寺務任料や八番目の沙汰人給を、作半が耕作している点である。作半は、小作地を耕

表2 内検田地一覧

	田数	年貢高	斗代	内容
1	1町2段180歩	4石5斗	3斗6升代	メントク
2	1町	3斗	3斗代	メントク
3	5段90歩	1石8斗9升	—	メントク、杉殿
4	3段195歩	1石2斗7升5合	—	メントク、杉殿
5	1段	3斗6升	—	メントク
6	240歩	2斗4升	—	メントク、頭四郎
7	1町	—	—	作半、寺務任料、蒔1枚
8	2段	—	—	作半、1面・1瓶
9	2段	—	—	作半、沙汰人給
10	1段	3斗	—	定使給
合計	4町4段345歩	8石5斗6升5合		

作する小作人のことであるので、恐らくこの地主は東大寺の
関係者であつたのであろう。

(二) 主要な年貢・公事に関する事

清澄荘から上納される年貢・公事に関する記事は以下のとお
りである。

⑨ 麦の上納

五月に麦が上納されてくる。上納の麦は本来三石一斗だが、
杉殿が七斗九升二合を未進し、近年上納されるのは二石三斗八
合のみという。しかも、杉殿からの六斗三升二合六夕と頭次郎
からの一斗七升六合については直接の上納ではなく、沙汰人が
取り立てて一石四斗九升八合が上納されてくる。さらに、下司
の沙汰により小麦一斗が上納されてくる。

⑩ 瓜の上納

六月には瓜が上納されてくる。職人から二百個の瓜が上納さ
れるが、この内百二十個が現物で、残りの八十個分が代金での
上納である。また、名主からは通常の瓜が五十個と寺瓜が一駄
半、さらに稚児瓜八個入りが半駄、職事から十五個の瓜が上納
されてくる。これらの上納後に「ヘクリウリ」の代金百文が上
納されると記されている。¹⁷⁾

永享十一年(一四三九)に執行慶実作成の東大寺執行所日記
によると、瓜の上納数は襍荘や清澄荘、薬園荘など大和国の寺
領から十五駄の瓜が上納され、それらは別当へ六駄、執行へ一
駄、残りが八幡宮や法華堂、中門堂、油倉へ配布されている。
ただし、「近年者惣而五六駄之外者、不到来也」とあり、名主
らが公事に従っていないことが窺えることから、最盛期はさら
に多かつたものと考へる。

遠藤氏の研究によると、この時期寺領から現物が上納される
こともあるが、むしろ代銭納が一般的で、必要に応じて市場で
流通している瓜を東大寺郷の市で購入して納品したという。¹⁸⁾こ
のことは近郊の莊園が多様な商品作物を栽培して大消費地であ
る奈良を支えていたから可能だったのである。

⑬ 寺務任料

永享四年八月三日に東大寺西室殿房俊が入寂し、弟子の禪師
御房が相続した際のものである。房俊が入寂したのは、他の記
録からは三日のことであつたことがわかる。²⁰⁾その後継者となつ
たのが公顕である。

「東大寺別当次第」の「公顕」の項によると、「房俊資。西室。
去八月出家。後房俊。寺務二年。」とあり、寺務就任は「永享
四年十月十六日任」とある。²¹⁾清澄荘日記によると、師房俊が入

寂した時、公頭はまだ童体であったため出家する必要があった。あわせて寺務相伝の披露のための用途として任料が清澄荘にも賦課されたのである。

任料としては、一石五斗を清澄荘から上納することになっているが、七斗を十二月までに上納し、残りの八斗は翌永享五年三月までに上納することになった。

この任料は名主の杉殿から上納されることになっている。以前は下司や公文の沙汰で、寺務替に八石が、預所替に四石が上納されていたが、近年は名主が沙汰をしてたのである。

(三) 東大寺の法会・祭礼に関する事

東大寺の法会や祭礼に関する記事は以下のとおりである。

⑤おこない

定日は決まっていないが、毎年二月十日頃におこないのため「コワウ」の餅飯三十枚が上納されてくる。おこないは五穀豊穰を願って西日本で行われる行事であるが、東大寺では、二月堂の十二面観音に遇ちを懺悔し、あわせて除災招福を祈る修二会がこれに該当する。修二会では、内陣の須弥壇の荘嚴に餅飯が用いられているので、そのための上納であろうか。⁽²²⁾

⑭手搔会の宵宮

毎年九月三日を式日として八幡宮の祭礼手搔会が行われる。

九月五日の宵宮には、清澄荘の頭人から餅飯三十枚、酒手三升が上納されてくる。翌日六日に、頭人から祭の膳も一膳分上納され、定使が持参してくる。⁽²³⁾

⑮シユカイエノヨウ

十月二十日に「シユカイエノヨウ」として糠二俵と藁四束が上納されてくる。清澄荘から糠や藁が上納される公事としては、手搔会の際に神輿渡御に従う神馬への飼料がある。応永十二年(一四〇五)八月十五日の手搔会神馬飼事注文では、糠一俵と糠三束が書き上げられていて、この注文のように通常は祭礼が執行される前の八月頃に寺領へ賦課されていた。⁽²⁴⁾したがってこの場合、式日通りに挙行されず、日延べされて祭礼が十月になったとも考えられるが、その場合は⑭の記事と矛盾している。今後の課題である。

以上、簡単であるが清澄荘日記の本文について検討してきた。吉書や早田の検見、内検など経営に関する記事はあるが、ほとんどが年貢や餅飯、粽、瓜など公事物の上納に関する記事がほとんどである点の特徴である。

(四) 表紙見返し記載の公事と日記未記載の公事

最初に表紙見返しに記された公事について検討していく。

その公事とは④手搔会と法華会の会場、そして京御所から寺務などが下向した際の掃除、⑤奈良を巡回する者への昼物の提供、⑥寺務や預所の京上の人夫役、⑦京の御所から下向する際の馬飼の提供、⑧手搔会の本田築の際に人別一斗を負担する、の五点である。

このうち、④の手搔会の掃除とは、手搔会の会場の一つである八幡宮の馬場の掃除のことである。應永十二年(一四〇五)八月十五日八幡宮馬場掃除莊々支配状によると、八幡宮の檀下から土用神の社までの掃除を、「櫟莊十五丈四尺、清澄莊十三丈三尺、葉蘭莊廿六丈六尺、長屋莊六丈六尺、賀茂莊六丈六尺、雑役莊廿九丈」と規模に応じて寺領へ配分されている。

一方の法華会の掃除は、応永十三年二月十日の法華会掃除役莊々支配状によると、「此掃除者、講堂正面之間ノ真中ヨリ東ヲ沙汰ス、東ノ軒廊ノ南北也、東ノ端ヨリ櫟莊始テ、西端雑役也、札ヲ出ス事祭礼之時馬場之掃除ノ如シ」とあるように、講堂の軒廊の掃除のことで、八幡宮の馬場掃除と同様に規模に応じて寺領に配分されている。²⁶⁾

また、⑦の京上の人夫役には、永享十一年の東大寺執行所日

記に「○公人肆、京上・伊賀巡・笠置巡等召仕事、如年預所、鎮西米所納付者、以下行不料番之役公人召置云々」とあるように、四人の公人が置かれ、その用途に鎮西米が充てられていたのである。ところが鎮西米は、前述のように南北朝時代の内乱で送進が滞っていたので、代わって清澄莊など大和国の寺領が人夫役用途を負担するようになったのであろう。

以上のように表紙見返しに記された公事を見てきたが、④⑤⑥は人夫役など清澄莊より人を派遣する公事で、⑦のみが用途の上納である。いずれも清澄莊日記の本文に含まれないものであるが、清澄莊へ賦課された年貢や公事はこれだけではなかった。

永享十一年(一四三九)の東大寺執行所日記には大和国や山城国、伊賀国の寺領へ年貢や公事を賦課した際の注文が、例文として収録されている。そのなかで清澄莊へ賦課された公事の注文をまとめたのが表3である。古くは、建武五年(一三三六)六月に東大寺郷にある祇園社の祭礼で神子と神人向けの酒肴料の供出を求めた注文に始まり、応永十三年二月に講堂で行われたものまでの三十点を確認している。

最も多いのが応永十二年のもので半数に及んでいる。²⁷⁾ 八幡宮の宿直や手搔会に関する神馬飼や八幡宮馬場掃除などすでに言

表3 永享11年東大寺執行所日記収録清澄荘関連注文一覧

	年月日	内容
1	応永11年12月27日	講堂修正樂所酒肴第四夜
2	応永12年3月15日	八幡宮大般若供養樂所酒肴事
3	応永12年5月28日	大湯屋粥漬差筵事
4	応永12年6月10日	供御瓜事
5	応永12年7月	龍池祈雨差筵事
6	応永12年7月18日	龍池巫女神人中酒肴事
7	応永12年8月20日	手搔会田楽南中門菓子酒肴事
8	応永12年8月10日	大衆宿坊酒肴事
9	応永12年8月15日	手搔会神馬飼事
10	応永12年8月25日	手搔会昼事
11	応永12年8月20日	手搔会三輪板事
12	応永12年8月25日	手搔会筵事
13	応永12年8月15日	八幡宮馬場掃除事
14	応永12年8月25日	競馬単衣事
15	応永12年8月25日	手搔会駕輿丁
16	応永13年2月	法華会綱所供椀飯事
17	応永13年2月10日	法華会掃除事
18	応永12年12月20日	大湯屋正月昼事
19	明德元年10月20日	神輿御動座御前之筵簾事
20	永和5年12月27日	神輿御動座正月三ヶ日御菓子事
21	永和4年12月27日	若宮殿御動座正月三ヶ日御菓子事
22	永和4年11月12日	八幡宮御遷宮樂屋昼事
23	永和4年11月12日	八幡宮御遷宮柱松小続松事
24	永和4年11月日	八幡宮宿直人事
25	永徳3年6月18日	来廿五長官瓜事
26	永徳3年10月1日	維摩会第三夜豎義者威儀供事
27	應永2年8月日	衆会所簾荘々支配事
28	至徳2年8月日	来二十九日〈辰尅〉正倉院宝物被運渡人夫事
29	嘉慶元年11月6日	法華会第四夜豎者威儀供事
30	建武5年6月8日	今明両日祇園社神子神人酒肴事

及したものであるが、正安元年（一二九九）十一月の東大寺年中行事に記載されていないものがほとんどである。つまり、清澄荘日記の本文は、永享四年一年の給主（預所）と在地との間で完結する年貢や公事の一部を時系列にまとめたものだったの

である。はじめにで紹介したが、遠藤氏は当日記の記主を、定使を務める小綱や公人あたりではないかと推測している。漢字交じりのカナ文字を使用している体裁などから、可能性は有ると考え

るが、その場合定使として関与する清澄荘の年貢や公事の一部しか本文に収録していない理由や、表紙見返し記載の公事と本文との関係など不明な点は多い。ここでは、名主以外の荘官に關する記載がないことから、この当時の清澄荘が正常な経営が行われていなかったことを示すために作成した可能性もあると考えておきたい。

第二章 清澄荘の荘官

本章は、清澄荘の荘官について検討していく。

当荘の荘官としては、下司・公文・凶師・職事が各一人、専当が二人、そして三人の名主が確認できる。泉谷氏は、在地の勢力を荘官として取り込むことについて荘園支配体制の完成と見做す一方で、在地の諸勢力を支配体制の中に組み込まなくてはならない東大寺の支配体制の脆弱性を指摘している²⁰。しかしこのことはどの荘園でも見られることなのであるから、中世後期においても荘官の動向について確認することは、荘園の経営を明らかにするうえで必要なことだと考えている。

彼らは在地の管理と年貢・公事の上納を職務としていて、それに対する給分として下司給や公文給、凶師給などの給田が設

定されていた²⁰。大和国の荘園の荘官の多くは、在地の有力田堵(名主)をもって任ぜられたが、中でも下司は最有力な田堵が任ぜられていた。下司は在地における責任者であるが、清澄荘日記では、名主以外の動向については記されていない。本来ならば、その理由について明らかにすべきだが、史料の制約によりそれができないので、歴代の下司について確認していくことから始める。

正安二年(一三〇〇)十一月二十日、東大寺の年預五師からの問い合わせに対して、清澄荘の下司某は、公文と百姓等と連署して、撰政・関白が春日社を参詣する際に務める黒木屋人夫役を清澄荘が賦課された先例はない旨を回答している²¹。

これより先、新たに関白に任ぜられた二条兼基が十二月四日に春日社に参詣し、翌五日に興福寺金堂供養に参列することになったため、興福寺は、黒木屋人夫役を東大寺領である櫛荘や薬蘭荘、清澄荘へも賦課してきたのである。それに対し、年預五師尊顕らは、十一月十七日と十一月二十二日の二度、人夫役の先例がないので賦課を中止するよう興福寺へ申し入れたが、その際、興福寺を説得する証拠とするため下司らへ起請文による回答を提出させたのである²²。

続いて歴代の下司について見ていく。仁平三年(一一五三)

十月五日に越中大夫資信が奉書を発給して、藤原忠実の命により清澄荘の下司守時に東三条殿の宿直を免除したことを中将君御房へ伝えている。⁽³³⁾ 下司守時は、南郷荘から安元二年(一一七六)四月に出挙米や菑⁽³⁴⁾、五月には節供の粽を上納した紀守時と同一人物と考えられ、同年十月七日の散位遠江権守重成奉書では「東三条殿兵士守時」と記され、⁽³⁵⁾ また高陽院の宿直も務めていたのである。⁽³⁶⁾

東三条殿も高陽院も撰閥家の邸宅であったが、守時が宿直役を務めたのは、撰閥家と関係がある興福寺か春日社の寄人だったからであろう。南北朝時代であるが、櫛荘の法華会・大仏供料田の交名注進状によると、住人の中には多くの割合で一乗院長講堂や大乘院の御油寄人がいたことを確認できる。⁽³⁸⁾

大和国では、十二世紀に入り分割相続や負田の沽却が進むと耕作者である田堵が上納の責任者となり、負名は地主化していった。その際に、田堵と百姓の間で主従関係が成立し、百姓は田堵を通して田堵の所属する権門の寄人となっていたと考えられている。恐らく清澄荘内にも興福寺の寺僧や春日社の社人らが所有する田地があつて、守時はその耕作者として寄人となつていたのである。

しかし宿直役は、撰閥家の邸宅だけでなく東大寺にもあつた。

永和四年(一一七八)十一月、東大寺の執行は八幡宮の宿直を清澄荘以下六カ荘で配分して⁽³⁷⁾、清澄荘は十一月二十五日から三カ夜の宿直となつている。注目すべきは宿直にあつて「毎夜二人宛帯兵具可有参勤」と、兵具持参を求められていることである。このことは、この当時東大寺領の荘官や百姓らが広く兵具を所持していたことを示しているのである。

大和国では、鎌倉時代に入ると、一乗院や大乘院の門跡が国内の武士を官符衆徒として組織して寺内や奈良の検断に従事させるとともに、興福寺は春日社の神人を国民として組織していた。その一方で、平家による焼き討ちによつて焼失した堂宇の再建事業の一部が、興福寺の大和支配組織を利用して行われると、それ以降しばしば大和国内の荘園・公領へ「土打役」として人夫の徴発が行われた。興福寺はこの「土打役」を通して一國支配権を獲得していったのである。東大寺領へも興福寺による支配は及び、前述したように住人のなかには興福寺や春日社の寄人となり、やがて官符衆徒や国人の被官となつた者も存在していたと考えられる。

そしてその興福寺は、嘉暦三年(一一三二)になつて清澄荘で焼亡事件を引き起こしている。

この当時、興福寺では、大乘院門跡の地位をめぐって一条家

の聖信と九条家の覺尊が激しく対立していたが、嘉暦二年（一三二七）三月八日に聖信方の坊人らが春日社の神鏡を奉じて中金堂に閉籠した。それを排除する六方衆との間で合戦となり、多くの堂宇を焼失させてしまった。それらの再建のため大和国に土打役が賦課されたが、清澄荘が「造営木曳作路人夫」の催促に従わなかったため、翌三年七月二日に六方衆及び一条院と大乘院両院家の使者が軍勢を率いて荘内へ打入り、寺物等を運び取り、政所屋以下の住宅を焼き払ってしまったのである。⁴⁰

東大寺へは、七月四日に清澄荘の百姓が、両院の使者等の交名や焼失住屋并追捕物等の注文、それに興福寺の下文を添えて訴え出ている。その後朝廷を巻き込んだ相論となったが、この事件でも下司の動きが窺えない。

この時の下司は、杉古延賢房と考えられる。というのは、これから六年後の建武元年（一三三三）に清澄荘の下司延賢房が土民である辰男と共に軍勢を率いて松本荘内に乱入して仏堂を焼き払い、極楽坊の供米を掠め取る事件を起こしているからである。⁴¹ 文保元年（一三一七）四月五日の六郎大夫道仏敷地売券によると、鶴熊三郎と妻女薬師より買得した東大寺領押上の敷地について異論を言ってきたために、道仏が延賢房へ沽却すると伝えているが、そこには「本主福智堂之延賢房」と記されて

いる。⁴² つまり下司延賢房は興福寺の末寺福智堂の僧延賢房と同一人物であったのであろう。

この事件の結末は不明であるが、預所実舜の訴えは在地支配の改善には有効でなかったようで、応安七年（一三七四）四月になって、下司職を継いだ延賢房の子延親房が年貢と課役を抑制している、と実舜が興福寺へ訴えている。⁴³

この時期、このような事件は清澄荘だけではなかった。暦応元年（一三三八）九月二十四日櫻荘の預所と下司・公文らは、年貢の余剰をめぐって相論となっていて、⁴⁴ 東大寺の公文所により預所と公文が折半するよう命ぜられている。

大和国では鎌倉時代に経済的に成長した名主らが小武士団を形成していたが、鎌倉時代後期になると下司や公文ら荘官は、官符衆徒や国人の家臣として組み込まれていった。延賢房もその一人で、寺領経営において東大寺への対抗勢力となっていたのである。

清澄荘の下司は、この延親房を最後に史料上から確認することができない。その理由については次章で検討することとし、次に清澄荘日記で名前が確認できる名主について検討していく。

この当時清澄荘に何人の名主がいたのかは不明だが、清澄荘日記で確認できるのは杉殿と頭四郎、迫の三郎の三人だけであ

る。建治元年の検田帳では二十六人の年貢の上納者の名前が書き上げられている^⑮。彼らは鎌倉時代になって百姓名が分解して小家族経営を単位として成立してきた名主であるが、杉殿ら三人はその中からさらに成長を遂げていたのであろう^⑯。

ただし、三人は同等という訳ではなく、殿の呼称を有する杉殿が、他の二人に抜きん出ていることは間違いない。例えば、^⑰の早田検見では、検見の対象となった早田の田地は、三人の名主が経営する名田が記されている。しかし^⑱の内検によると、賦課対象の公田の内、「コレ久シク杉殿作也」や「是モ杉殿ノナリ」と記された杉殿の名田は二筆八段二百九十五歩で、「コレハ頭四郎作トテ地子ハ別上」と記された頭四郎の名田は二百四十歩のみで、迫の三郎の名田は記されていない。さらに杉殿には、押妨があつて東大寺が内検できない二町の名田があつた。このことから杉殿の優位性は明らかであろう。

ただし、杉殿らが荘内で絶対的に優位であつたわけではなかった。その点について第一章で紹介した清澄荘日記の記事で確認していこう。

名主について記された記事は、(一)と(二)にある。このうち(一)としては年頭の行事がある。三人の名主らは正月二日に記主のもとを訪れて年頭の挨拶をし、酒肴を与えられて饗

応を受けている。ところが、その三日後の五日に定使が下つてきて吉書が行われ、その場には名主だけでなく、荘官らも参じていた。これら一連の行事は、領主である東大寺、実際には給主と在地の荘官らとの間で関係を再確認するための重要な儀式で、三人の名主は荘官として扱われている。

その一方で、(一)の^⑲早田検見や^⑳内検、(二)の^㉑鏡餅や小庭の上納、^㉒粽の上納、^㉓瓜の上納などでは、上納者が名主のみか、あるいは名主以外の場合は、名主らと他の荘官とが区別されて記されている。年貢や公事は他の荘官らも負担していたことは間違いないが、三人の名主は東大寺から年貢・公事の上納単位として直接把握されていたのであろう。

清澄荘の荘官は、清澄荘日記によると下司や公文、図師、職事、専当と三人の名主で構成されていた。このうち、在地の責任者は下司であるが、清澄荘日記や他の史料からも南北朝時代の延親房を最後に確認できない。公事の上納者として名主以外に「沙汰人」も確認できるので、記主が意図的に外したとも考えにくい。この点からこの当時下司が未補であつたか、もしくは官符衆徒や国人の被官として別の場所へ出て不在であつたとも考えられるであろう。この点は預所（給主）とともに次章で検討していくことにする。

第三章 清澄荘の預所（給主）と東大寺三綱所

本章では、東大寺側の責任である預所（給主）について検討していく。

最初に延応元年（一二三九）三月十九日の上乘院僧正良恵吉書と仁治二年（一二四一）正月十七日法印権大僧都定親吉書日記⁽⁴⁷⁾を⁽⁴⁸⁾検討していく。

この場合の吉書は、第一章で紹介とした吉書とは異なり、東大寺の別当が就任するにあたり、寺内へ向けて発給されたもので、延応元年の吉書は良恵の別当就任によるもの、仁治二年の吉書は定親の別当就任のものであった。⁽⁴⁹⁾ここでは、「諸荘目代任符」や「荘々目代任符」として、新別当によって執行職や修理目代、上司目代、下司目代などの諸職役や末寺の笠置寺座主とともに十六カ所の寺領の目代が任ぜられている。このうち寺領の目代を一覧としたのが表4である。

それよると、美濃国大井荘の目代である丹後守明清朝臣や加納元村は寺外の俗人で、それ以外は東大寺の寺僧であった。さらに詳しく見ると、後河荘の目代に任ぜられた貞円は学侶僧で、それ以外は上座や寺主、都維那などの三綱所の僧であった。清

澄荘の目代を任ぜられた定厳は寺主を務めていて、また兼乗は権寺主や寺主、上座を務めていることが確認できる。⁽⁵⁰⁾

次に清澄荘の預所職について時代を広げてみて見よう。確認できたのが表5の通りである。最初は建保五年（一二〇五）の東大寺文書出納日記で、その中で「清澄薬園文書双紙三帖（暫預所上座許取出し）」との記載がある。このことからこの当時清澄・薬園両荘の預所は上座を務める三綱所の僧であったことがわかる。⁽⁵¹⁾

第二番目と第三番目は、表4で紹介した二人である。続く第四番目は、仁治三年（一二四二）に比丘尼安阿弥陀仏が清澄荘の四条二里甘坪東の二段半の地を、大仏殿灯油田へ寄進した寄進状に「預所上司土佐寺主、定使法花堂衆勝円房」と記されている。前年に発給された新熊野法印任吉書日記や仁治三年の東大寺文書出納日記により、土佐寺主は定厳寺主であったことがわかる。⁽⁵²⁾

第五番目は、建治元年（一二七五）十月の検田帳で、その表紙に別筆で「能登法橋知行之時文書」とウワ書されており、この能登法橋が預所と考えられる。ただし能登法橋は人物特定ができていない。

第六番目は、弘安九年（一二八六）十一月二日に院家の下文

表4 東大寺領目代一覧

荘園名	上乘院僧正任吉書日記	新熊野法印任吉書日記
大井荘	丹後守明清朝臣	加納太郎元村
西部荘	—	乗信律師
黒田荘	聖玄法眼	勝寛律師
湯船荘	兼俊寺主	乗惠権上座
薬園荘	隆厳権上座	隆厳権上座
櫟荘	乗信律師	乗信律師
清澄荘	兼乗	定厳寺主
雑役荘	定厳寺主	範慶法橋
長屋荘	慶快都維那	慶快都維那
飛驒荘	—	範慶法橋
賀茂荘	厳宴権上座	俊快寺主
猪名荘	—	範宴寺主
長洲荘	—	定弁若狭
水無瀬荘	—	兼俊上座
玉井荘	—	—
後河荘	—	助五師貞円

に従って、清澄荘に法華堂修造料として棟別銭の奉加を下知した下文の発給者である。人物特定はできていないが、同時期に薬園荘の預所が沙汰人や百姓へ法華堂修造料として棟別銭の奉加を下知した下文を発給しているの⁽²⁰⁾で、従前どおりの三綱所の

表5 清澄荘預所一覧

	年	西暦	僧名	職名	出典
1	建保5年	1217	某上座	預所	東大寺3-11-68
2	延応元年	1239	兼乗	目代	薬師院1-118
3	仁治2年	1241	定厳寺主	目代	薬師院1-12
4	仁治3年	1242	上司土佐寺主定厳	預所	大日古1540
5	建治元年	1275	能登法橋	預所	宝珠院文書9-15
6	弘安9年	1286	某	預所	大日古1826
7	建武元年	1334	大夫寺主実舜	預所	大日古1826
8	応安7年	1374	法眼実舜	給主	薬師院1-168
9	永享4年	1432	某	—	薬師院2-217

僧と考えられる。第七番目は、(建武元年)九月清澄荘預所下文で、第二章で検討した下司延賢房らが軍勢を率いて松本荘内に乱入する悪党行為をしたため下されたものである⁽²¹⁾。肝心の署名は欠損してい

るが、端裏書の「清澄荘大夫寺主下文」と欠損を免れた花押から、実舜が発給者であったことがわかる。⁽³⁹⁾ 実舜は薬師院一族で、この時期に清澄荘の預所職を務めていたのである。⁽⁴⁰⁾

第八番目は、その実舜の応安七年(一三七四)四月の申状士代で、下司職を継いだ延賢房の子杉古延親房が年貢を抑留していると、興福寺による裁断を求めたものである。⁽⁴¹⁾

そして第九番目は、清澄荘日記が作成された永享四年の給主である。清澄荘日記が薬師院に伝来していることから薬師院の関係者の可能性は高い。年代からは慶実が妥当だと考えられるが、特定ができていない。

ここまですが三綱所の僧が預所を務めた事例であるが、以降は下司同様に史料や記録などから消えてしまう。その後、天文二十三年(一五五四)の正月十日より八幡宮新造屋で始行した俱舎三十講と世親講の記録「三十講日記」には、「薬蘭荘、清澄荘、札数六十三枚、此内三分二、四十二枚、薬蘭荘正宝院沙汰、三分一、廿一枚、清澄荘安楽坊ヨリ沙汰」と神札の配分数が記されている。⁽⁴²⁾ ここに記された正宝院は、薬師院と代々執行職を争っていた三綱所の僧で、安楽坊は有力な学侶僧である。この史料だけでは給主なのか、財務に特化した納所なのか判断できないが、清澄荘は学侶僧が関与していたことがわかる。

このように清澄荘の経営は、三綱所から惣寺への移行が想定できるが、その経緯を明らかにするために、清澄荘をめぐる三綱所と惣寺との関係について検討していく。

貞和二年(一三四六)五月、三綱所は、惣寺の代表年預五師が長屋荘の荘務を求めてきたため、彼らの競望を停止し、引き続き三綱所に知行させるよう求めて訴えた。彼の主張は多岐に亘るが、特に注目すべきは、年預五師がかつて長屋荘始め大和四カ所を悉知行していたことを理由に長屋荘の給主に任せられるよう求めているのに対し、三綱所は荘務の知行がない「浅藤微弱之類」である、と述べているところである。⁽⁴³⁾

なぜならば、このことから当時大和四カ荘のうち三綱所が給主であったのは長屋荘だけで、清澄荘や薬園荘、櫛荘はすでに学侶僧が給主であったことが明らかだからである。当時東大寺では惣寺が優位にあったことは確かであるが、大和四カ所のうち一カ荘は三綱所に慣習として宛行われていたのであろう。応安七年に薬師院実舜が清澄荘の給主を務めたのもそのためである。

次に惣寺による給主について見てみよう。応永二・三年(一一九五・九六)頃の「三川法印賢春日記」によると、「一、櫛荘給主三位五師座ヲ出サレ畢、浄兼越前君今度講行饗料櫛荘

半分引テ、給主ニナルヘキ由所望候」というように、越前君浄兼は櫛荘の給主の補任を求めている。浄兼は同じ頃に中門荘の給主⁽⁶⁵⁾に、さらに応永五年には長屋荘の給主に任ぜられている。その際に手掻会の中門帳、酒肴・競馬単衣や、俱舎三十講の饗料の半分、法華会の綱所日供椀飯、祭礼の飯屋薦掃除などの上納を約束した請文を提出しているのである⁽⁶⁶⁾。

また水門千寿丸は応永八年八月に櫛荘の預所に任ぜられ、その際に手掻会や俱舎卅講、その他の諸役を務めることを約束した請文を提出している。翌九年には黒田荘の給主を務め⁽⁶⁷⁾、さらに史料は現存していないが、応永十八年二月二十五日年預五師賢海が作成した文書勘渡帳により、応永十一年と応永十四年に黒田荘の給主に任ぜられていたことがわかる⁽⁶⁸⁾。

このように彼らは短期間に複数の寺領の給主を歴任しているが、それが可能なのは、千寿丸の応永八年の請文に「自惣寺被申上者」とあるように、補任権が惣寺へ移っていたからである。恐らく、短期間で交替するのは、惣寺が法会や仏事の諸役を巡役として務める方式をそのまま取り入れたからである。ただし、同一人物に集中するのは、学侶僧の減少による人材不足が影響していたことも確かであろう。

至徳二年（一三八五）十月二十五日の学侶評定では、「時當

年秋季談義中評定云、近日学侶人数減少間、沙汰人之器用擬及闕如、興隆之要脚空令失墜之条、不可窺」と、学侶の減少にともない助成金を負担する沙汰人が欠如するようになって失墜したため、已講以上を除いた学侶は総て沙汰人を勤仕することに決定している⁽⁷⁰⁾。

また、応永十七年（一四一〇）、荒室での学侶集会を受けて俱舎三十講の開催について意見を尋ねられた別当の東南院観海は、「学侶人数減少尤歎ヲホシメサル、処也」と、学侶僧の人数の減少を問題視する発言をしている⁽⁷¹⁾。

このような学侶僧の減少により、法会や仏事、さらに寺内諸役を支える人材不足に陥っていたことは明らかで、その状態が長く続くと法会や仏事の廃止となる可能性もあった。

この時期に学侶僧が減少する要因としては、中級から下級の学侶僧や堂衆の出自が奈良周辺の下司や公文などの荘官や名主、百姓などであったことから考ええると、南北朝時代以降彼らの多くが興福寺の官符衆徒や春日社の国人の被官として組み込まれた影響があったことは確かであろう。

要因はそれだけでなく、観応の擾乱以来の各地の混乱や、応永十八年閏十月十五日に落雷により焼失した春日社東西御塔や興福寺の大湯屋や五重塔、東金堂の再建のため、応永二十一年

より大和国内に段銭が賦課されたことなど、寺領からの年貢の減少が影響を与えていたと考える²²⁾。

応永三十年(一四二三)に「三綱執行寛専并慶実寺主、莊務有名無実也、饗料難治之由歎申間、令披露露家、兩人二各三百疋之助成、自寺家致其沙汰、仍曳札了」と、正宝院寛専と薬師院慶実が困窮を訴えて寺家から助成を受けた記事が「俱舎三十講愚記」にある²³⁾。この場合の饗料とは、俱舎三十講のために大和四カ所や黒田莊などの寺領から上納されてくる年貢・公事物のごとで、それが滞っていたために、執行と別当主管の法会や仏事を担当する会行事として訴えたのであろう。

このような年貢の減少について、前述した別当観海は、「雖然諸莊園給主近來触事違乱ヲ申、若及難義者、学侶トシテ相共ニ力ヲハゲマスヘシ」と、諸莊園の給主らが違乱を申して問題があるならば、学侶らが力を合わせて対処するよう命じている²⁴⁾。つまり観海は、原因が給主の違乱にあったと認識しているが、前述の正宝院寛専や薬師院慶実の例を示すまでもなく、南北朝の半ば以降寺領の混乱のために莊官らも年貢や公事の負担に応じることができないことに原因があったのであろう。この点は、預所(給主)が三綱所の僧であろうと、また学侶僧であろうと同様に寺領経営の不安定要因となっていたのである。

清澄莊の預所(給主)の存在については永享四年以降と判然としない。ただし、長享元年(一四八七)九月二十六日には、年預五師秀範から執行へ宛てて、清澄莊の莊役のことを伝える書状があること²⁵⁾、世親講や転害会、八幡宮大般若会などの単衣や酒肴の支配状がある²⁶⁾ので、この間なんらかの支配が行われていたのであろう。

むすびにかえて

第三章にわたって室町時代における大和国清澄莊の経営について検討してきた。第一章では、東大寺に伝来した清澄莊日記を分析し、そこには永享四年一年に行われる年貢や公事の一部が記されていること、具体的な活動が明らかでない庄官は三人の名主のみであることなどから、清澄莊が正常な経営が行われていない現状を記録するもの可能性を指摘した。そのうえで、第二章では、下司について分析し、平安時代には有力田堵として兵具を帯びて撰閑家や東大寺の宿直を務めていたこと、鎌倉時代末頃から南北朝時代にかけて延賢房・延親房の親子は、官符衆徒や国人らと結びついて莊務を妨害してやがて東大寺の史料より消えていったことを明らかにした。第三章では、預所(給

主) について分析し、南北朝時代半ばを境に、以前は東大寺の別当が補任権をもち三綱所の僧で任ぜられていたが、以降は惣寺に補任権が移動し、学侶を中心が任ぜられていたこと、三綱所の僧には大和四カ所の一つが宛行われる慣習があったこと、さらに応永年間を境に惣寺の史料でも確認できなくなるが、関連史料が断片的であるが伝来していることから、給主による支配は続いていたことを指摘した。

今後の課題としては、記主の判明など清澄荘日記の成立について明らかにすること、別当主管の法会・仏事に関しては応永年間以降薬師院文書のみとなる意味について明らかにすることなどがある。

〔追記〕小稿は、遠藤基郎氏を研究代表者とす(PSJ8103533)の成果の一部である。また成稿には東京大学史料編纂所ハイキヤットプラ ス・ユニオンカタログデータベースを利用した。

注

- (1) 東大寺領荘園の研究史については、新井孝重『東大寺領黒田荘の研究』(校倉書房、二〇〇一年)、守田逸人『日本中世社会成立史論』(校倉書房、二〇一〇年)、拙著『中世東大寺の国術経営と寺院社会』(勉誠出版、二〇一七年)を参照されたい。
- (2) 海老澤衷編『中世荘園村落の環境歴史学』・東大寺領美濃国大井荘の研究(吉川弘文館、二〇一八年)など。
- (3) 大和国の東大寺領の研究史については、朝倉弘『奈良県史』(第十卷大和荘園研究、名著出版、一九八四年)を参考されたい。
- (4) 永村眞『中世東大寺の組織と経営』(瑞書房、一九八九年)。稲葉伸道『中世寺院の権力構造』(岩波書店、一九九七年)。久野修義『日本中世の寺院と』(瑞書房、一九九九年)。
- (5) 西尾知己『室町期顕密寺院の研究』(吉川弘文館、二〇一七年)や注(1)拙著など。近年中世前期の東大寺大勧進について、小原嘉記氏が势力的に研究を進めており、「東大寺大勧進心源の周辺」(小特集これからの東大寺文書研究のために『古文書研究』八三、二〇一七年六月)、鎌倉中期の東大寺大勧進に関する基礎的考察(上)(学園創立百周年史学科創設七十周年記念特集号『史窓』七八、二〇二二年三月)などを参照されたい。
- (6) 「中世前期東大寺の財政構造と鎮西米」(『史学雑誌』一二七—四、二〇一八年四月)。
- (7) 研究代表者遠藤基郎、研究課題「領域番号18103533 基盤研究(A)「日本中近世寺社」(記録)論の構築—日本の日記文化の多様性の探究とその研究資源化」。
- (8) 遠藤基郎・畠山聡・西尾知己・三輪眞嗣「中世東大寺記録執行関係史料」(東大寺史料編纂所研究成果報告二〇二〇—一)は、東京大学学術リポジトリよりダウンロードされたい。
- (9) 遠藤基郎「室町期東大寺執行の記録から」(『秋大史学』一六六号、二〇二〇年三月)。
- (10) 薬師院文書二—二七号。
- (11) 注(7)研究成果報告。
- (12) 清澄荘の先行研究としては堀池春峰「清澄荘を中心とした東大寺領」『大和郡山市史』大和郡山市、一九六六年、泉谷康夫「東大寺の寺院

- 清澄庄と窪庄—」(角田文衛編『新修国分寺の研究』吉川弘文館、一九八六年)、伊藤寿和「東大寺領大和国「清澄荘」に関する歴史地理学的研究」(『日本女子大学文学部紀要』五〇号、二〇〇〇年、石附敏幸「新出東大寺文書『大和国清澄庄焼亡之記』(仮題)について—翻刻『大和国清澄庄焼亡之記』—」(興風談所設立三十周年記念特集『興風』二十三号、二〇一一年)などがある。
- (13) 『大日本古文書 家わけ十八東大寺文書』百卷八八号(以下『大日古』と省略)。
- (14) 注(3) 『奈良県史』。
- (15) 注(12) 伊藤氏論文。
- (16) 『大日古』一八二二号。
- (17) 『古事類苑』植物部によると、大和国産の瓜の品種としては「梵天瓜」が知られるが、「ヘクリウリ」は確認できない。平群郡一帯で産出する地域野菜と考えられる。
- (18) 薬師院文書二一〇七号。
- (19) 注(8) 遠藤氏解説書。
- (20) 『満濟准后日記』、『看聞日記』同日条。
- (21) 「東大寺別当次第一」(角田文衛編『新修国分寺研究 第一卷東大寺と法華寺』吉川弘文館、一九八六年)。
- (22) 元興寺文化財研究所編『東大寺修二会の研究』(中央公論美術出版、一九七九年)、東京国立文化財研究所芸能部編・佐藤道子担当『東大寺修二会の構成と所作』(上巻・中巻・下巻、平凡社、一九七五年)一九八一年)など。
- (23) 注(1) 拙著。
- (24) 薬師院文書一八〇号、薬師院文書二一〇七号など。
- (25) 薬師院文書二一〇七号。
- (26) 薬師院文書二一〇七号。
- (27) 薬師院文書二一〇七号。
- (28) 薬師院文書二二〇〇号。
- (29) 注(12) 泉谷氏論文。
- (30) 『大日古』一八四一号。
- (31) 『大日古』成卷三七六号。
- (32) 『大日古』一〇七八号。
- (33) 尼崎市教育委員会所蔵文書。
- (34) 東大寺文書三一〇一七六九号や『大日古』二二一八号。
- (35) 東大寺文書一一二五一一二二号。
- (36) 尼崎市教育委員会所蔵文書。
- (37) 永暦元年(一一六〇)五月六日東大寺文書返納注文に「一通清澄荘高陽院宿直免除文書等『応保元年九月廿一日取出之了、』とある(東大寺文書三一一一三四号)。
- (38) 『大日古』一五四五号。
- (39) 薬師院文書二一〇七号。
- (40) 安田次郎『中世の興福寺と大和』(山川出版社、二〇〇一年)、注(12) 石附氏論文。
- (41) 『大日古』一八二六号、薬師院文書一一六八号、『大日古』二〇六〇号。
- (42) 東大寺文書三一五一一三九。
- (43) 薬師院文書一一六八号。
- (44) 『大日古』一〇五六号。
- (45) 『大日古』一八四一号。
- (46) 注(3) 朝倉弘氏論文。
- (47) 薬師院文書一一八一号。
- (48) 薬師院文書一一二二号。
- (49) 「東大寺別当次第一」『大日古』五篇十二冊。

- (50) 「東大寺別当次第」「大日史」五篇十三冊。
- (51) 三浦氏の一族である佐原義連の子である時村を祖とする加納氏の一族がいる。
- (52) 『大日占』二二七(一)、同四九号、『鎌倉遺文』四六八四号など。
- (53) 東大寺文書三一―一六八号。
- (54) 東大寺文書三一―一五六号。
- (55) 『大日占』一八二二号。
- (56) 宝珠院文書九函一五号。
- (57) 宝珠院文書三函三六号二。
- (58) 『大日占』一八二六号。
- (59) 史料編纂所所蔵の影写本「起請文集」収録の貞和四年八月二十五日実舜起請文に記された花押と端裏書「起請 大夫上座 貞和四八廿五」から判断した。
- (60) 薬師院文書一―三三三号。
- (61) 薬師院文書一―一六八号。
- (62) 「三十講日記」(東大寺文書一四二―五二二号)所収。
- (63) 『大日占』一八四一号。
- (64) 「俱舎三十講日記」(東大寺文書一四一―五五三―一五五号)所収。
- (65) 東大寺文書三一―一五五号。
- (66) 『大日占』一八四三三号。
- (67) 東大寺文書三―四一三二二号。
- (68) 『大日占』二三八号。
- (69) 東大寺文書一〇―一六号。
- (70) 東大寺文書二―四八号。
- (71) 注(64) 東大寺文書一四一―五五三―一五五号。
- (72) 『奈良市史』(通史二、奈良市、一九九四年)。
- (73) 「俱舎三十講愚記」(東大寺文書一四一―五四八号)所収。
- (74) 注(64) 東大寺文書一四一―五五三―一五五号。
- (75) 薬師院文書一―七九号。
- (76) 薬師院文書一―五二二号、同―一五四号、同―一五七号など。

